

広島市三国市民農園維持管理業務仕様書

委託契約約款に規定する業務の内容は次のとおりとする。

1 施設の維持管理

(1) 施設の見回り、点検（ワイヤーメッシュ柵も含む）、ゴミ拾い

受注者は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの原則毎日（12月29日から1月3日は除く。）、1日1回、年間で119時間40分実施することとし、その実施時間帯については、農園利用者の状況に応じ、管理者の判断で行ってよいものとする。また、ワイヤーメッシュ柵は定期的に点検を行い、適正に管理すること。

なお、施設内に異常が認められる場合で、簡易なものについては即時対応し、対応不可の場合には応急処置等を施した後、発注者へ連絡し、指示を受ける。

(2) 施設（農園區画を除く。）の除草

受注者は、草の生育状況に応じて、除草を3回行う。

(3) 法面の除草

受注者は、草の生育状況に応じて、法面の除草を3回行う。

(4) 区画管理

受注者は、発注者の指示により、更新区画の除草・耕うん等を行う。

2 市民農園使用者等への指導

(1) 施設の使用方法

受注者は、施設の使用方法について使用者等から問い合わせがあった場合には説明を行うとともに、独占使用、過剰使用等が認められるときには注意・指導を行う。なお、指導に従わないときは、発注者へ連絡する。

また、使用者等からの問い合わせで農園内への工作物の設置許可等を必要とする事項及び判断がつかない事項については、発注者へ直接問い合わせるよう指導する

(2) 栽培相談受付

受注者は、農作物の栽培技術等について使用者等からの問い合わせがあった場合には、わかる範囲で説明し、説明困難な場合には、発注者へ確認するか、又は直接発注者へ問い合わせるよう指導する。

3 緊急時の対応

(1) 事故及びケガ

市民農園内での事故及びケガ等は、基本的には当事者又は当事者間で対応してもらうものであるが、受注者が連絡を受け又は発見したときは、協力して適切な処置を施し、必要と認められるときは警察又は消防署へ通報するとともに、発注者へ連絡する。

(2) 火災又は災害等

受注者は、市民農園内で火災又は災害等が発生し、又はその恐れがあると認められるときは、初期消火又は応急処置を施し、消防署及び発注者へ連絡する。

4 従事者

受注者は、業務の実施にあたっては、委託業務を実施するための必要な数の従事者を従事させるものとする。

5 報告事項等

(1) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、別紙様式1号とし、契約締結後速やかに提出して発注者の承認を受けるものとする。

(2) 委託契約書約款第12条に定める委託業務実施報告書は、別紙様式2～5号とし、業務終了後翌月10日までに、発注者に提出するものとする。

6 検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

7 その他

(1) 発注者、及び受注者は、市民農園の管理運営及びその他問題の解決にあたっては、協力してこれにあたる。

(2) この仕様書に疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ、決定するものとする。